

# 東大阪市

# 1歳児保育料 無償化

## 令和9年4月スタート!

東大阪市は、未来を担う子どもたちが笑顔になり、子育て世代が安心して子どもを生き育てられるまちをめざして1歳児の保育料を無償化します。これにより、1歳児から5歳児までのお子さんの保育料が無償になります。

保育所、認定こども園、  
小規模保育施設

手続きは**原則不要**です

※住民税の申告が必要です

企業主導型保育事業所、  
認可外保育施設等

手続きが**必要**です

※事前に保育の必要性の認定が必要です

※施設に支払った利用料を市から保護者に  
給付します

※延長保育料、教材費、行事費等の**実費は  
対象外**です

※指導監督監査基準を満たしていない施設  
は**対象外**です

詳しくは市ウェブサイトをご確認ください。  
→



東大阪市 1歳児保育料等  
無償化事業ウェブサイト



東大阪市  
問い合わせ

利用認定に関すること 保育利用相談課 TEL 06-4309-3202  
給付支払いに関すること 保育給付課 TEL 06-4309-3302  
2歳児保育料無償化に関すること 子どもすこやか部事務センター  
TEL 06-4309-3322